

消防危第 68 号  
平成 5 年 9 月 2 日

改正 令和6年2月29日 消防危第40号

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

## 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等について(通知)

危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)及び危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)が平成 5 年 7 月 30 日にそれぞれ改正され、給油取扱所に設置される固定給油設備及び灯油用固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)のポンプ機器、ホース機器等の構造について油中ポンプを用いる場合の基準が定められたほか、「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造について」(昭和 62 年 12 月 11 日付け消防危第 124 号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)に規定されていた事項の一部について技術上の基準の整備が図られた。

これに伴い、固定給油設備等に関してその運用の統一を図るため、固定給油設備等の構造等に係る運用基準を下記のとおり見直すこととしたので、今後は技術上の基準と併せ、これにより運用されるようお願いする。

なお、危険物保安技術協会においては、引き続き、固定給油設備等に係る試験確認業務を実施することとしているので、これを活用し、許可、検査等に当たられるようお願いする。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

## 記

### 1 ポンプ機器の構造

(1) 一のポンプに複数の給油ホース又は注油ホース(以下「給油ホース等」という。)が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。

(2) 最大吐出量を毎分 180 リットル以下とすることができるのは、灯油用固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。

(3) 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合のポンプ機器を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

(4) 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。

ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。

## 2 ホース機器の構造

(1) 著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置としては、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替えを自動的に停止する装置を設けること。この場合、安全継手にあつては 200 重量キログラム以下の力によって離脱するものであること。

(2) ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ(図 1-1)、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ(図 1-2)、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること(図 1-3)。

(3) 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備等のホース機器のうち、最大吐出量が 60 リットルを超え 180 リットル以下のポンプに接続されているものが有することとしてさしつかえないこと。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであつて、最大吐出量が 60 リットルを超え 180 リットル以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。

ア 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1 回の連続した注入量が設定量(タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であつて 2,000 リットルを超えない量であること。)以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。

イ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用にのみ供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。

(4) 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等による装置が設けられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒する

おそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

### 3 配管の構造に係る事項

配管は、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行ってさしつかえないものであること。

また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当するものであること。

### 4 外装の構造に係る事項

外装に用いる難燃性を有する材料とは、不燃材料及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料並びに日本工業規格K7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。

ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。

### 5 ホースの全長

固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長は、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること(図2参照)。

### 6 静電気除去に係る事項

給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000 オーム未満であること。

### 7 電気設備に係る事項

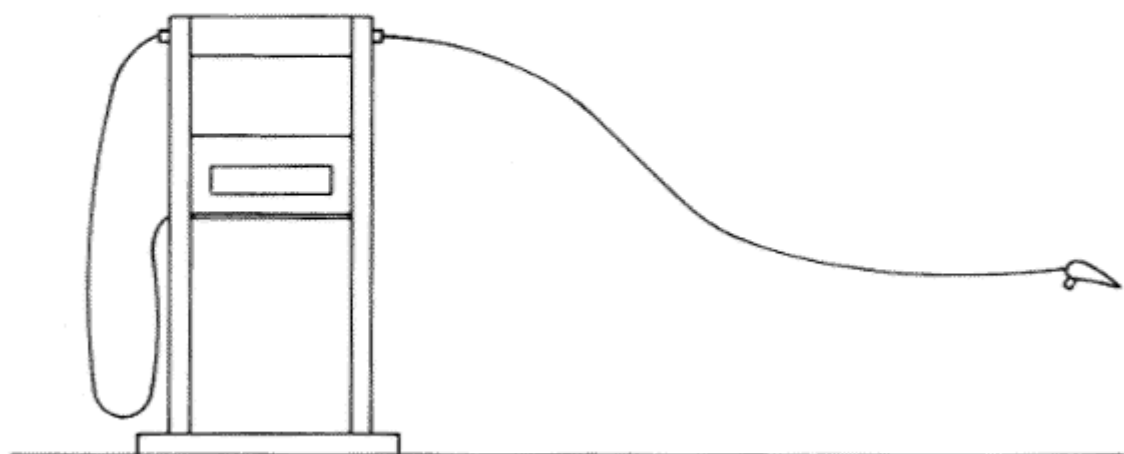
可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備にあつては、防爆性能を有すること。

### 8 その他

「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造について」(昭和62年12月11日付け消防危第124号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)は、廃止するものとする。

図1-1 給油ホース等を接触させない機能

① ホース取出口を高い位置に設ける方法



② ホースをバネで上部に上げる方法

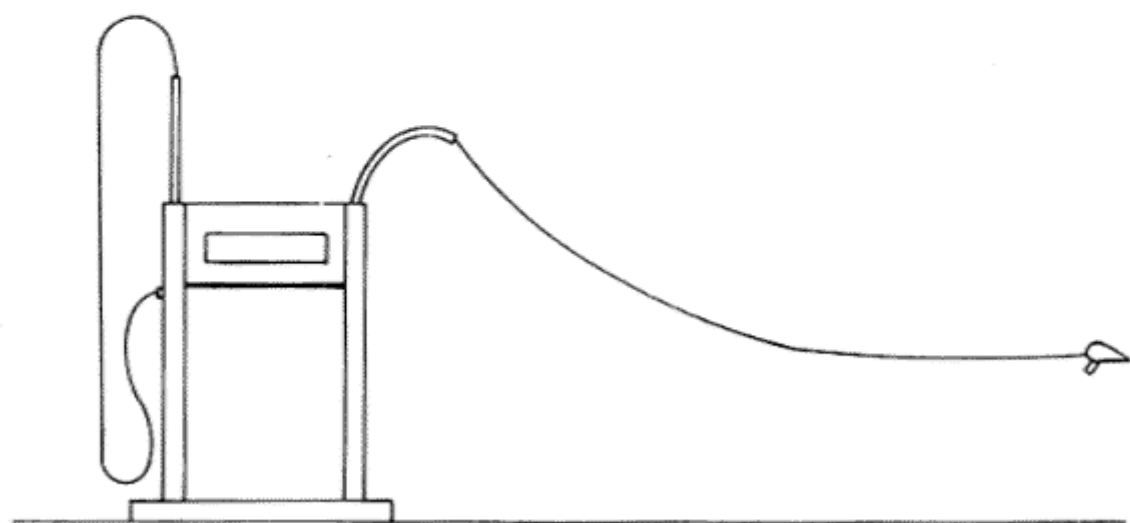
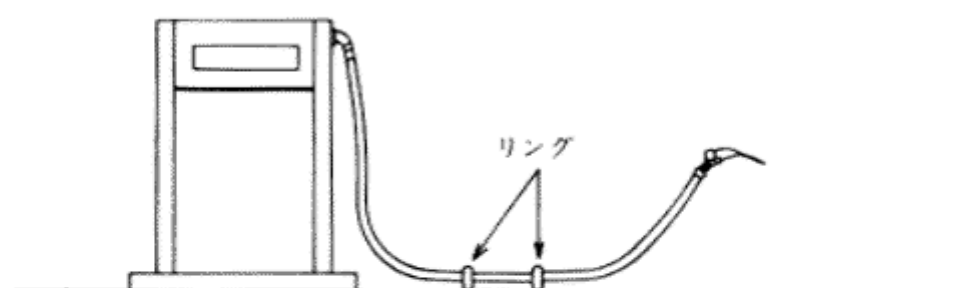


図1-2 リング、カバーが取り付けられた給油ホース等

① リング



② カバー

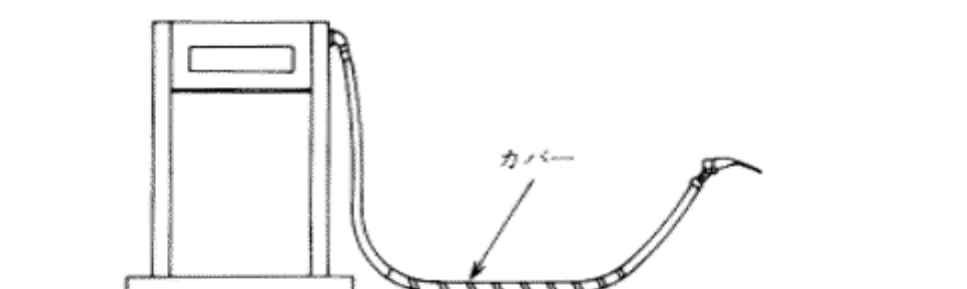


図1-3 プラスチックで被覆された給油ホース等の構造（断面）

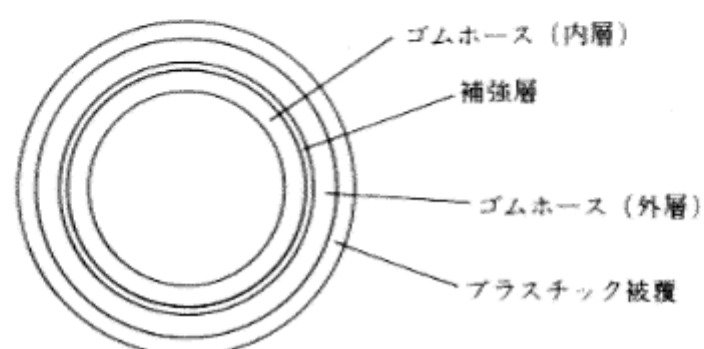


図2 給油ホース等の全長

